

令和 7 年 度

（ 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日 ）

危機対応業務に関する事業計画

株式会社商工組合中央金庫

令和7年度 危機対応業務に関する事業計画

危機対応業務の指定金融機関として、危機対応業務の発動時には、危機事案による経済的影響を受けた中小企業等に対し、特別貸付等による強力な資金繰り支援を実施し、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応が行える体制を整備するなど、危機対応業務の責務を果たす。

また、地域金融機関との信頼関係を構築しつつ、連携・協業に取り組むことで、他の事業者との適正な競争関係を確保する。

令和5年6月の株式会社商工組合中央金庫法の改正の趣旨を踏まえ、「パーパス・ミッション」や「危機対応業務を行う責務」を定款に追加した。「真に中小企業のお客さまのお役に立つ金融機関として、変化につよい社会を実現する」という変わらない使命のもとサービスや機能を強化し、お客さまのサステナブルな経営を支援する。

これらを通じて令和7年度の危機対応業務に係る適正な業務運営に万全を期することとする。

1. 危機対応業務の実施方針に関する事項

（被害の発生時における対応の方針に関する事項）

- ・ 危機対応業務の実施を責務とされた金融機関として、真の危機時において中小企業組合及びその構成員の資金繰り支援に万全を期す。
- ・ 危機対応業務部が、危機対応業務の適切性の確保に係る管理及び実施部店の指導を行う。
- ・ 実際に危機が発生した場合には、RM推進部及び危機対応業務の実施部店は、取引先及び地方公共団体等の被害状況、資金ニーズ等の情報を速やかに収集する。また、収集した情報等を踏まえて、危機対応業務部及び関係役員等は、速やかに的確な対応方針を策定するとともに、実施部店に対して、主務省からの要請に基づく相談窓口設置等の指示を迅速に行う。
- ・ 相談窓口においては、実施部店の営業担当者は、危機の影響を受けた中小企業等からの金融相談に対して、以下の通り、より一層配慮した対応を行う。
 - ①借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、当該個別事象にかかる相談者の特殊事情を十分に配慮しつつ、迅速な対応を行うこと
 - ②取引先からの既往貸出金の返済猶予等の申し出についても、個々の取引先の実情に応じて、貸出条件の変更等弾力的な対応を検討すること
 - ③担保提供を受ける場合には、担保が不足する場合においても個々の中小企業等の事業見通し等を総合的に考慮し、弾力的な取扱いを行うこと
- ・ 特に必要な場合には、営業時間帯のみならず、営業時間外においても、被害を受けた中小企業等からの資金繰り等の相談に応じる。
- ・ 危機の状況等を総合的に勘案し、危機対応業務部及び実施部店等の人員や体制について、機動的な応援派遣や配置等見直しを行う。

(被害の発生に備えた取組に関する事項)

- ・ 危機対応業務の的確な実施のため、危機対応業務部を統括部署とし、統括部署には危機対応業務責任管理者、実施部店には危機対応業務主任者を置き、実施体制を整備する。併せて、監査部による実施部店への定期的な内部監査により監査体制を整備する。
- ・ 本店及び実施部店は平時においても危機発生に備え緊密な連携を図ることとし、本店は危機対応業務の的確な実施に係る周知徹底に取り組むほか、必要に応じて研修を実施する。
- ・ 日頃より国内外問わず、経済・金融情勢に係る調査を不断に行う。併せて、RM推進部及び実施部店は、顧客とのリレーションシップや、地方公共団体、中小企業関係団体、地域金融機関等との意見交換等、幅広いネットワークを活用し、危機発生に備えた情報収集を行う。
- ・ また、商工中金自身が被災した場合等においても、業務継続が可能となるよう、バックアップセンターの設置、被災により実施部店が損壊し開設困難となった場合の近隣部店における実施体制の整備などBCP体制を整備しているほか、今後においても高度化を不断に図り、業務の円滑な遂行を図る。

(危機対応業務に係る資金の貸付先の経営改善の取組等に関する事項及びこれを通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関する事項)

- ・ 実施部店は、危機対応業務の利用者に対して、金融面からの支援に留まらず、取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有および踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供等に積極的に取り組むなど、金融支援と経営支援を一体的に行い、取引先の経営改善を促進させる。本店関係各部は、こうした実施部店の経営改善支援の取組みを最大限サポートする。

(その他危機対応業務の的確な実施に関する事項)

- ・ 危機対応業務の発動時には、危機事案により経済的影響を受けた中小企業等に対して、特別貸付等による強力な資金繰り支援を実施し、中小企業等が円滑に事業継続できるよう、セーフティネット機能を発揮する。
- ・ 危機対応業務部は、危機対応業務の利用中小企業等の状況等を把握するなど、取組効果を検証する。
- ・ 中小企業信用保険法附則第六項の規定を遵守し、危機対応業務として行う貸付に係る債務の保証については、同法の規定は適用しない。
- ・ 危機対応業務における不正事案を踏まえ、危機対応業務を通常業務と峻別するとともに、制度趣旨を踏まえた運用を徹底する。

2. 他の事業者との適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項

(他の事業者との適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項)

- ・ 地域金融機関を「地域における共存・相互補完を基本に、中小企業と地域の再生等の活性化を協調して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携を経営の基本方針の一つとする。
- ・ 当金庫のビジネスモデルやその中での地域金融機関との関わり方について、地域金融機関の理解を得て、信頼関係を構築しつつ、連携・協業に取り組む。

(一般の金融機関その他の事業者の意見を商工組合中央金庫の業務運営に反映させるための取組に関する事項)

- ・ 全営業店に地域金融機関をはじめとした各機関の連絡窓口を設置し、現場レベルでの意思疎通や連携の円滑化に取り組むとともに、役員、本部が重層的な働きかけを通じて信頼関係の構築や各業務分野における連携に取り組む。
- ・ 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会と意見交換等を実施し、業界レベルでの意思疎通や当金庫に対する理解の向上に取り組む。

(その他他の事業者との適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項)

- ・ リレーションに基づかない金利面のみでの競争は行わず、中小企業の企業価値向上のため地域金融機関との信頼関係に基づく連携・協業を踏まえた業務運営を行う。
- ・ 危機対応業務の実施に当たっては、一般の金融情勢に応じ、株式会社日本政策金融公庫からの信用補完措置等を勘案し、利率等を定めるほか、危機対応業務の趣旨に沿った適切な業務運営を行う。
- ・ 一般融資においても、政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような融資等を厳に慎むものとし、肩代わりや金利適用に関して「他の事業者との間の適正な競争関係の確保」を十分意識した業務運営を行う。